

調査計画

1 調査の名称

内航船舶輸送統計調査

2 調査の目的

本調査は、内航船舶輸送統計（船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、わが国の交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

ア 内航船舶輸送実績調査

内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者のうち、総トン数20トン以上の船舶による輸送を行う者。

イ 自家用船舶輸送実績調査

内航海運業法に規定する自家用船舶による内航運送を行う者のうち、総トン数100トン以上の船舶による輸送を行う者。

ただし、内航船舶輸送実績調査については、次に掲げる輸送のみを行う者及び輸送を除き、自家用船舶輸送実績調査については、次に掲げる輸送を除く。

ア 港湾内における貨物の輸送（指定港間（※）の輸送は除く。）

イ 輸送区間の両端又はいずれか一方が港湾でない貨物の輸送

※ 指定港間とは、京浜港については、横浜港、川崎港及び東京港、大阪港については、大阪港及び堺港、関門港については、下関港、門司港、小倉港及び洞海港に区分した港相互間をいい、門司港、小倉港及び洞海港については、従前の港湾区域とする。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 内航船舶輸送実績調査 約200者（母集団の大きさ：約400者）

イ 自家用船舶輸送実績調査 約100者

(2) 報告者の選定方法

ア 内航船舶輸送実績調査 (全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者のうちから、層化一段抽出により調査対象となる事業者を選定する。このうち、月間輸送量4万トン以上の事業者は全数とする。

なお、抽出による層は次のとおりとする(詳細は別添1を参照)。

①貨物輸送量

②船舶の用途及び主たる品名

イ 自家用船舶輸送実績調査 (全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

内航海運業法に規定する自家用船舶による内航運送を行う者のうち、総トン数100トン以上の船舶による輸送を行う全ての事業者について報告を求める。

(3) 報告義務者

ア 内航船舶輸送実績調査

内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者

イ 自家用船舶輸送実績調査

内航海運業法に規定する自家用船舶により内航運送を行う者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ① 報告者に関する事項
- ② 船舶の属性及び用途
- ③ 輸送した区間及び距離
- ④ 貨物形態
- ⑤ 輸送した貨物の品名
- ⑥ 輸送した貨物の重量
- ⑦ 航海距離
- ⑧ 燃料の種類及び消費量
- ⑨ 前各号に関連する事項

[集計しない事項の有無] 無 有

①報告者に関する事項、②船舶に関する属性(船名、船舶番号)については、調査票の内容検査に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

ア 内航船舶輸送実績調査

毎月末日現在

イ 自家用船舶輸送実績調査

調査実施年度の前年度の1年間（4月～3月）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布：国土交通省－民間事業者－報告者

収集：報告者－国土交通省

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・国土交通省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、郵送により回答を提出するほか、政府統計共同利用システム又は電子メールにより回答することができる。
- ・政府統計共同利用システムの利用に必要なID・パスワードは、利用する報告者に対して郵送もしくは電子メールにより配布する。
- ・電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

(民間事業者委託範囲)

調査票の送付、督促

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 内航船舶輸送実績調査

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

イ 自家用船舶輸送実績調査

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 内航船舶輸送実績調査

提出期限は、調査月翌月の7日

イ 自家用船舶輸送実績調査

提出期限は、毎年4月末日

8 集計事項

集計事項は別添2のとおりとする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)

ア 内航船舶輸送実績調査

「内航船舶輸送統計速報」、「内航船舶輸送統計月報」及び「内航船舶輸送統計年報」としてとりまとめ、インターネット (国土交通省ホームページ及びe-Stat) 及び印刷物 (「内航船舶輸送統計年報」のみ) により公表する。

イ 自家用船舶輸送実績調査

「内航船舶輸送統計年報」としてとりまとめ、インターネット (国土交通省ホームページ及びe-Stat) 及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

① 内航船舶輸送統計月報

a. 速報：調査月終了後2か月以内に公表

b. 確報：速報公表後速やかに公表

② 内航船舶輸送統計年報

調査年度終了後3か月以内に公表

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、内航船舶輸送実績調査については、総トン数20トン以上の船舶により貨物を輸送する者を、自家用船舶輸送実績調査については、総トン数100トン以上の船舶により貨物を輸送する者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれ

の統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

- ・記入済み調査票は2年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録は永年

(2) 保存責任者

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

内航船舶輸送統計調査(内航船舶輸送実績調査) 標本抽出表

層区分	月間輸送量	主たる品名又は船舶の用途
1	4万トン以上	
2	3～4万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 その他
3	1～3万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 その他
4	1万トン未満	砂利・砂・石材 その他の特種品 バーჯ その他
5	調査月分一〇、年一有	
6	調査月分、年とも〇	
7	未回収登録事業者	
8	未回収届出事業者	
9	新規登録事業者	
10	新規届出事業者	

1. 内航船舶輸送実績調査の月次についての集計事項は次のとおりとする。

第1表	内航船舶輸送統計総括表
第2表	大型鋼船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
第3表	大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績
第4表	小型鋼船及び木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
第5表	小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績
第6表	木船、品目別、用途別、トン数階級別輸送実績
第7表	産業圏間流動表
第8表	産業圏間コンテナ流動表
第9表	船型別、船質別、油種別燃料消費量
第10表	用途別、油種別燃料消費量
付 表	内航船舶輸送統計推移表

2. 内航船舶輸送実績調査、自家用船舶輸送実績調査の年次についての集計事項は次のとおりとする。

第1表	内航船舶輸送統計推移表
第2表	内航船舶輸送統計総括表
	1. (品目別輸送量)
	2. (用途別、油種別燃料消費量)
第3表	品目別輸送実績 (営業用)
第4表	品目別、用途別、トン数階級別輸送実績 (営業用)
第5表	大型鋼船、品目別、専用船等用途別輸送実績 (営業用)
第6表	小型鋼船及び木船、コンテナ品目別、トン数階級別輸送実績 (営業用)
第7表	船質別、用途別、輸送距離帯別輸送量 (営業用)
第8表	主要品目別、輸送距離帯別輸送量 (営業用)
第9表	主要品目別産業圏間流動表 (営業用)
第10表	産業圏間コンテナ流動表 (営業用)
第11表	都道府県間流動表 (営業用)
第12表	品目別輸送実績 (自家用)
第13表	用途別、油種別燃料消費量
	1. (営業用)
	2. (自家用)
第14表	船型別、船質別、油種別燃料消費量 (営業用)
第15表	貨物船用途別、油種別燃料消費量 (営業用)

内航船舶輸送統計調査（内航船舶輸送実績調査）

○目標精度

月間輸送トン数及び月間燃料消費量について目標精度5%以内（信頼度95%）に設定し、月間輸送量4万トン以上の事業者については悉皆調査、月間輸送量4万トン未満の事業者については標本調査としている（詳細は別添1を参照）。なお、配布数にあたっては、想定回収率は乗じていない。

○復元推計の方法

推計方法は単純推定であり、輸送量や燃料消費量は、調査した標本の調査数値の総和に当該層の標本の事業者数と母集団の大きさとの比率を乗じて算出する。

$$X_h = \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}$$

X_h : 第 h 層の推計値
 M_h : 第 h 層の母集団の事業者数
 m_h : 第 h 層の標本(事業者)数
 x_{hi} : 第 h 層の標本 i の統計値